

プロジェクト 税効果会計

項目 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」
ーコメント募集のための公開期間の検討

本資料の目的

1. 本資料は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「適用指針案」という。）のコメント募集のための公開期間について審議することを目的とする。

コメント募集のための公開期間

2. 企業会計基準等の草案の公開期間については、「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）において、「公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。」と定められている（適正手続規則第 17 条第 3 項）。
3. この適正手続規則を受けて、公開草案の公開期間は 2ヶ月としていることが多い。これまで公開草案の公開期間を 2ヶ月超とした例としては、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」（3ヶ月）、「退職給付に関する会計基準」とその適用指針（2ヶ月半¹）がある。
4. 今回開発している適用指針案は、すべての企業に影響を及ぼすものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に係る実務の変更は経営管理にも影響を及ぼす可能性があることから重要と考えられる。

しかしながら、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」における企業の分類に応じた取扱いの枠組みを基本的に踏襲したうえで、当該定めの一部について必要な見直しを行っているため、改正内容が比較的限定されており、コメントの形成により多くの時間を要するとは必ずしも言えないと考えられる。

したがって、適用指針案に係る公開期間は 2ヶ月としてはどうか。

¹ 「退職給付に関する会計基準」とその適用指針の公開期間については、公開草案の公表（3月中旬）後に年度決算や5月の連休をはさむため、公開期間を 2ヶ月半としている。

ディスカッション・ポイント

- ・ 適用指針案の公開期間を2ヶ月とすることについてご意見を伺いたい。

以 上